

夏の

# 思い出づくり ファミリーキャンプ

2023/8/19(土)

宿泊プラン 1泊2日

宿泊  
施設

島根県立万葉公園オートキャンプ場  
(島根県益田市高津町12402-1)・テントサイト

※現地集合・現地解散 ※最少催行人員：3組(1組あたり2名以上)

## テント宿泊プラン代金

(1組2名以上・お一人様あたり・税込)

代金に含まれるもの(サイト利用料、テントレンタル料、おやつ・夕食・朝食代、体験料)  
※夕食・朝食時の飲み物は別料金

2名  
参加時

大人

20,000円

子ども

9,500円

3名  
参加時

大人

11,800円

子ども

5,900円

## 竹の器づくり

流しそうめんを使う、  
器とはしを手づくり!  
自分で作った器で  
食べると  
おいしい!

## スケジュール

1日目

- 14:00 集合・オリエンテーション
- 14:15 テント張り(サポートあり)
- 15:15 夏のごほうびおやつ(かき氷)
- 15:45 竹の器づくり&虫とりしかけ作り
- 17:00 フリータイム
- 18:00 流しそうめん&バーベキュー、すいか割り
- 20:00 花火(手持ちのみ)
- 21:00 フリータイム・就寝

2日目

- 6:00 虫とり(約45分)
- 6:45 フリータイム
- 8:00 朝ご飯(卵かけご飯)
- 9:00 テント撤去(サポートあり)
- 10:00 解散

## 虫とりしかけ 作り・虫とり

2日目の朝の虫とりの  
しかけを手づくり!  
自分のしかけに虫が  
入っているかドキドキ!

## 流しそうめん

夏の風物詩♪  
みんなで食べると  
楽しい!

## 花火

電話またはWEBフォームよりお申し込み可能

(一社)益田市観光協会 TEL:0856-22-7120

WEBフォーム ⇄



## ご案内

### (申込・催行について)

- お申込みは1組2名以上から受け付けさせていただきます。
- 最小催行人員に満たない場合は中止させていただきます。(催行可否は8月6日までに通知いたします。)

### (当日について)

- シャワーは施設内のコインシャワー(有料)をご利用ください。
- テント内の寝具は用意しておりません。マットの上にお休みいただき、タオルケット等をご持参ください。(寝袋のレンタルをご希望の場合は、別途有料にてご案内いたします。)

## (一社)益田市観光協会 ご旅行条件書(抜粋)

### 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、一般社団法人益田市観光協会(島根県益田市駅前町17-2、島根県知事登録旅行業第3-99号、以下「当協会」という。)が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 「募集型企画旅行」とは、当協会があらかじめ旅行者の募集のために、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送または宿泊サービスの内容、ならびに旅行者が当協会に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 当協会はお客様が当協会の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」という。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ・本旅行条件書(以下「契約書面」という。)\*ご出発前にお渡しする最終旅程表と称する確定書面及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」という。)によります。

### 2. 旅行契約のお申し込み・ご予約

- 当協会において、お客様からの旅行契約のお申し込みまたはご予約を承ります。
- ご来店の場合、当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、後記の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- 申込金の額は下記のとおりです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱いいたします。

| 旅行代金<br>(お一人様) | 3万円未満        | 3万円以上<br>6万円未満 | 6万円以上<br>10万円未満 | 10万円以上<br>15万円未満 | 15万円以上         |
|----------------|--------------|----------------|-----------------|------------------|----------------|
| 申込金<br>(お一人様)  | 6,000円<br>以上 | 12,000円<br>以上  | 20,000円<br>以上   | 30,000円<br>以上    | 旅行代金の<br>20%以上 |
|                | 旅行代金まで       | 旅行代金まで         | 旅行代金まで          | 旅行代金まで           | 旅行代金まで         |

ただし、特定期間、特定コースについては、別途募集パンフレットまたは、ホームページに定めるところによります。

### 3. 旅行契約の成立時期

- 第2項旅行契約のお申し込み・ご予約 2)3)の場合のうち電話またはご来店によるお申し込みの場合は、当協会が契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立いたします。
- 電話またはご来店ではなく、ファクシミリ、電報、テレックス、インターネット及び郵便等にてお申し込みまたはご予約がなされた場合は、下記の時点で成立いたします。
  - 事前に申込金のお支払いがあった時は、当協会が承諾する旨の通知を発したとき。
  - 事前に申込金のお支払いがない時は、当協会が申込金を受理した後に当協会が承諾した旨の通知を発したとき。
- 本項1)2)にかかわらず通信契約の成立時期は、第24項通信契約3)に定める時期とします。

### 4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、各パンフレットまたはホームページ等に明示した期日までにお支払いいただきます。

### 5. お客様による旅行契約の解除

- 旅行開始前の解除
  - お客様は第15項取消料に定める取消料を当協会にお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、解除のお申し出は当協会の営業時間内にお受けいたします。
  - お客様は、次の各号に該当する場合は取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
    - 第11項旅行契約内容の変更に基づき契約内容の重要な変更が行われたとき。ただし、その変更が第23項旅程保証の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限ります。
    - 第12項旅行代金の変更1)に基づき旅行代金が増額されたとき。
    - 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
    - 当協会がお客様に対し、第5項契約書面と最終旅程表のお渡し2)に記載の最終旅程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
    - 当協会の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
  - 当協会は本項1)のA)により旅行契約が解除されたときは、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項1)のイ)により旅行契約が解除されたときには、すでに収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上、お申込みください。

### 6. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対してお一人につき下記の料率で取消料をいただきます。また、下記以外の取消料を定める場合は各パンフレットまたはホームページ等に明示し、その明示した料率を適用します。なお、複数人数のご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

#### 「宿泊プラン」「タクシープラン」にかかわる取消料

| 取消日 | 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって |               | 旅行開始日の当日 | 旅行開始後の解除<br>無連絡不参加 |
|-----|----------------------|---------------|----------|--------------------|
|     | 4日目に<br>あたる日まで       | 3日目に降<br>前日まで |          |                    |
| 取消料 | 無料                   | 旅行代金の20%      | 旅行代金の50% | 旅行代金の100%          |

- 当協会の定める申込期限内に、お客様のご都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程中の一部を変更される場合も取り消しとみなし、上記もしくは各パンフレットまたはホームページ等に明示した取消料が適用されます。
- 旅行代金が期日までに支払われないときは、当協会は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記もしくは各パンフレットまたはホームページ等に明示した料率で違約料をいただきます。
- 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、約款の別紙特別補償規定第二条第三項目に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいい、添乗員または当協会係員が受付を行う場合はその受付完了時以降を、それ以外の場合は、乗客のみが入場できる空港構内における手荷物の検査等の完了時以降をいいます。

### 7. 当協会による旅行契約の解除

- 旅行開始前
  - お客様が当協会所定の期日までに旅行代金を支払われない時は、当協会は旅行契約を解除することがあります。このときは、第15項に規定する取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
  - 次の各号に該当する場合は、当協会は旅行契約を解除する場合があります。
    - お客様が当協会があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - お客様の病气、必要な介助者の不在、その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
    - お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
    - お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
    - お客様の人数が、契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。
    - 農産物収穫等を目的とする旅行における農産物等の生育不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
    - 天災地変、戦乱・暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
    - お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
    - お客様が、当協会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
  - 当協会は本項1)のイ)により旅行契約を解除したときは、すでに収受している旅行代金(あるいはお申し込み金)の全額を払い戻しいたします。

#### 【旅行企画・募集・実施】

島根県知事登録旅行業第3-99号 (一社)全国旅行業協会正会員

## 一般社団法人益田市観光協会

島根県益田市駅前町17-2 TEL0856-22-7120  
総合旅行業務取扱管理者 川崎 聡美

#### 募集型企画旅行実施可能区域

島根県: 益田市・浜田市・津和野町・吉賀町 山口県: 萩市・岩国市  
広島県: 北広島町・安芸太田町・廿日市市

※旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所の旅行取引の責任者です。  
この旅行契約に関して、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。